

青少年赤十字事務取扱要領

[地区会長・事務局長用]

2026.5.12

様式はこちらから
ダウンロード可能です▼



[https://www.chiba.jrc.or.jp/
activity/youth/join.html](https://www.chiba.jrc.or.jp/activity/youth/join.html)



ご不明な点、お問い合わせは、青少年・ボランティア課 青少年係まで

電話番号 043-241-7531

メールアドレス seibora@chiba.jrc.or.jp

目 次

I 事務取扱要領について	(P.1)
II 地区協議会長・事務局長の役割	(P.1)
III 具体的な業務内容について	(P.2)
【支部あて提出様式】	
➤ 様式 1「地区指導者協議会の役員について（報告）」	(P.6)
➤ 様式 2「青少年赤十字指導者協議会特別会員について（報告）」	(P.7)
➤ 様式 3「地区指導者協議会事業計画」	(P.8)
➤ 様式 4「地区指導者協議会予算書」	(P.10)
➤ 様式 5「地区指導者協議会活動助成金の交付について（申請）」	(P.12)
➤ 様式 6「地区指導者協議会事業について（報告）」	(P.13)
➤ 様式 7「地区指導者協議会決算書」	(P.15)
➤ 様式 8「支払証明書」	(P.17～P18)
IV 青少年赤十字活動助成金の交付申請要領	(P.19)
【市区町村あて提出様式】	
➤ 様式 1「青少年赤十字活動助成金交付申請」	(P.20)
➤ 様式 2「青少年赤十字活動計画書」	(P.21)
➤ 様式 3「青少年赤十字活動実施報告」	(P.22)
➤ 様式 4「青少年赤十字活動実施報告書」	(P.23)
日本赤十字社千葉県支部 地区・分区連絡先一覧	(P.24～P25)
V 千葉県青少年赤十字指導者功労表彰内規	(P.26～P29)
VI 資料	
➤ 資料 1「千葉県青少年赤十字指導者協議会会則」	(P.30～P37)
➤ 資料 2「〇〇地区青少年赤十字指導者協議会会則（準則） （〇〇地区 JRC 専門部会会則（準則））」	(P.38)

I 事務取扱要領について

千葉県青少年赤十字は、昭和 23 年に日本赤十字社の再建青少年赤十字として千葉大学付属中学校に初めて設立されて以来今日に至っております。

このように採用校の増加は必然的に県内指導体制強化を必要とし、昭和 38 年 4 月 27 日に、千葉県支部青少年赤十字指導者協議会が結成されて活動を続けています。

現在では、特に地区組織の強化と地区活動の充実を目指し、助成金・交付金等の助成をしてその活動の進展をいします。が、連絡の不備等によって事務的な面の混乱を避け、県組織体の一つとして「調和と統一」をはかるために、この事務取扱要領をつくり、一層の内容の充実をはかって行くことを目的としています。

各地区の実情等考慮が必要な部分もありますが、本要領作成の意図を生かし今後の事務取扱に遺漏のないようお願いするものです。

II 地区協議会長・事務局長の役割

地区協議会長の具体的な任務は次のとおりです。

また、地区協議会事務局長は、地区協議会長の任務を補佐し、関連する事務処理等を行います。

- 1 地区内青少年赤十字指導者協議会結成とその運営
- 2 地区内青少年赤十字メンバー協議会の結成及びその運営についての指導助言
- 3 地区における青少年赤十字指導者の代表として、県支部事務局並びに県指導者協議会との連絡、県指導者協議会理事としての理事会への参画
- 4 地区内における赤十字関係団体（市町村役場内赤十字関係機関・赤十字地域奉仕団・青年赤十字奉仕団・安全奉仕団・看護奉仕団・語学奉仕団・病院ボランティア会・特殊救護奉仕団・安全水泳奉仕団・青少年赤十字賛助奉仕団）との連絡
- 5 地区内における赤十字諸活動の推進
- 6 地区内における青少年赤十字の指導者の育成
- 7 地区事務局に指示し、県並びに地区内の事務処理にあたる
- 8 教育庁教育事務所担当指導主事との連絡
- 9 地区内における、他の青少年団体との連絡
- 10 その他

Ⅲ 具体的な業務内容について

1 県指導者協議会関係会議への出席

(1) 県指導者協議会 理事会への出席（会長）

年 3 回（5 月、9 月、1 月）県指導者協議会理事会が開催されるので、その会議に出席し協議に参画する。（9 月は書面にて開催）

(2) 県指導者協議会 運営委員会への出席（事務局長）

年 2 回（5 月、8 月）県指導者協議会運営委員会が開催されるので、特に事務局長としての事務処理の方法等について協議に参画する。

※参集をお願いする理事会、運営委員会については、Web 参加も可能です。

2 地区指導者協議会の組織に関すること

(1) 地区指導者協議会役員名の報告

次年度における地区指導者協議会役員について、前年度 3 月末日までに下記様式により支部事務局まで報告する。なお、教職員人事の都合により年度内の報告が困難である場合は、4 月初旬の報告でも差し支えないこと。

➤ 様式 1「役員について（報告）」（P.6）

報告期限：3 月末日（4 月初旬）

(2) 特別会員の募集とその対応

県指導者協議会会則 3 条によって、青少年赤十字採用校指導者は自動的に会員として協議会の組織の一員となるが、未採用校の教師でも、この会の主旨に賛同するものは会員となることができるため、青少年赤十字指導者講習会修了者、前任校での指導経験等から地区内において会員募集する。この際の会員は「特別会員」として登録し、6 月 20 日までに下記様式により支部事務局まで報告する。

➤ 様式 2「特別会員について（報告）」（P.7）

報告期限：6 月末日

3 地区指導者協議会事業の運営に関すること

(1) 地区指導者協議会事業計画、予算の策定

地区指導者協議会の年間事業計画と予算を策定し、下記様式により6月末日までに支部事務局に送付する。

- 様式3「事業計画」(P.8)
- 様式4「予算書」(P.10)
- 振込先口座通帳の写し（通帳の表紙と、通帳を開いた1ページ、2ページ目）

送付期限：6月末日

(2) 地区活動助成金の活用と支部助成金の申請

地区指導者協議会に対して、県指導者協議会から「地区活動費」として3万円及び「指導者研修費」として1万円の助成があるので活用を図ること。

また、指導者協議会からの上記金額（4万円）で、活動計画に不足が出る場合は、千葉県支部に「地区活動助成費」として3万円の助成を追加で申請することができる。希望する地区は、下記様式により6月末日までに支部事務局に申請する。

- 様式5「活動助成金の交付について」(P.12)

申請期限：6月末日

(3) 地区指導者協議会事業報告、決算

地区指導者協議会の年間事業報告と決算について、領収書とともに下記様式により3月第2金曜日までに支部事務局まで送付する。なお、残額については同日までに戻入すること。領収書の発行できない支出については様式8「支払証明書」を作成すること。

- 様式6「事業報告」(P.13)
- 様式7「決算書」(P.15)
- 様式8「支払証明書」(P.17)

送付期限：3月第2金曜日

4 青少年赤十字功勞表彰に関すること

(1) 青少年赤十字功勞表彰（学校・指導者）の確認

地区内において、「千葉県青少年赤十字指導者功勞表彰内規」による表彰該当者（学校）がある場合は、支部あて連絡する。（詳細はP.29）

連絡期限：9月末日

5 その他

(1) 講師等の派遣について

地区主催行事（登録式、地区リーダーシップ・トレーニング・センター、赤十字の実技講習）における講師の派遣を希望する際には、支部事務局にて可能な範囲で講師の調整、派遣を行うため、支部事務局へ連絡する。

(2) 地区活動の情報提供について

支部広報紙や JRC 機関紙・広報紙などに掲載するため、地区や地区内採用校の活動など、情報があれば支部事務局まで連絡する。（写真の使用については、承諾を得ること。）

(3) その他

県行事、研修会等への地区内採用校の参加促進他。

(4) 参考（各様式の報告期限について）

様式	書類名	掲載頁	報告期限
1	地区指導者協議会役員について（報告）	6	3 月末日 （4 月初旬）
2	青少年赤十字指導者協議会特別会員について（報告）	7	6 月末日
3	地区指導者協議会事業計画書	8	〃
4	地区指導者協議会予算書	10	〃
5	地区指導者協議会活動助成金の交付について（申請）	12	〃
-	功労表彰について	29	9 月末日
6	地区指導者協議会事業について（報告）	13	3 月第 2 金曜日
7	地区指導者協議会決算書	15	〃
8	支出証明書（領収書の発行がされない支出があった場合）	17	〃

※報告期限順

(参考)

千葉県青少年赤十字地区指導者協議会活動資金の流れ



【様式1】

令和 年 月 日

日本赤十字社
千葉県支部 事務局長 様

地区指導者協議会
会 長 _____
(公印省略)

千葉県青少年赤十字_____地区指導者協議会の役員について(報告)

標記の件について、令和 年度の当地区指導者協議会の役員が、下記のとおり決定いたしましたので報告いたします。

記

役 名	氏 名	職 名	勤 務 校	備 考
会 長				
副 会 長				
副 会 長				
副 会 長				
事務局長				
指導主任 (TC)				

報告期限:3月末日(4月初旬)

【様式2】

令和 年 月 日

日本赤十字社
千葉県支部 事務局長 様

地区指導者協議会
会 長
(公印省略)

令和 年度青少年赤十字指導者協議会特別会員について(報告)

標記の件について、当地区における特別会員を下記のとおり報告します。

記

番号	氏 名	職名	性別	勤 務 校	備 考

※ 年度初めの4月1日現在で把握している特別会員を報告してください。

報告期限:6月末日

【様式3】

令和 年度 千葉県青少年赤十字 地区指導者協議会事業計画

通 年					
月	期 日	事 業 名	対象 人数	会 場	備 考
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
備 考					

報告期限:6月末日

【様式3】 記入例

令和 年度 千葉県青少年赤十字 地区指導者協議会事業計画

通 年					
月	期 日	事 業 名	対象 人数	会 場	備 考
4	上旬	第1回地区青少年赤十字指導者協議会	15名	〇〇学校	
5	上旬	第1回地区メンバー協議会	15名	千葉県赤十字会館	
6	中旬	地区トレーニングセンター運営委員会	5名	〇〇学校	
7	中旬	救急法講習会	30名	〇〇学校	
8	中旬	リーダーシップ・トレーニング・センター実施	20名	〇〇学校	
9	下旬	地域清掃活動	50名	〇〇学校	
10	中旬	挨拶運動	40名	〇〇学校	
11					
12					
1					
2					
3					
備考					

報告期限:6月末日

【様式4】

令和 年度 千葉県青少年赤十字 地区指導者協議会予算書

収入の部

項	目	前年度予算	本年度予算	対 比	説 明
計					

支出の部

項	目	前年度予算	本年度予算	対 比	説 明
計					

振込先

振込元

金融機関名	銀行・信金・信組・その他		
支店名	支店	店番号（ ）	
口座番号			
口座名義(ｶﾅ)			
口座名義			

報告期限:6月末日

【様式4】 記入例

令和7年度 千葉県青少年赤十字〇〇地区指導者協議会予算書

収入の部

項	目	前年度予算	本年度予算	対 比	説 明
助成金	地区活動費	30,000	30,000	0	県指導者協議会より
	指導者研修費	10,000	10,000	0	〃
	日赤地区助成	30,000	30,000	0	日赤千葉県支部より
雑収入	利子	5	5	0	預金利子
計		70,005	70,005	0	

各地区分区(市町村)へ
助成金を申請した場合は、
地区分区用の様式を使い
地区分区へご提出ください。

支出の部

項	目	前年度予算	本年度予算	対 比	説 明
事務費	事務費	15,000	15,000	0	事務用品等
事業費	会議費	5,000	5,000	0	会議のお茶代等
	資材費	5,000	10,000	5,000	活動資材購入等
	地区活動費	35,000	30,000	-5,000	救急法実施にかかる費用等
雑 費	雑費	5,000	5,000	0	
予備費	予備費	5,005	5,005	0	
計		70,005	70,005	0	

振込先

金融機関名	銀行・信金・信組・その他	
支店名	支店	店番号 ()
口座番号		
口座名義(ｶﾅ)		
口座名義		

報告期限:6月末日

【様式5】

令和 年 月 日

日本赤十字社 千葉県支部長 様

地区指導者協議会
会 長 _____ 印

令和 年度千葉県青少年赤十字 地区
指導者協議会活動助成金の交付について(申請)

標記の件について、別紙様式3及び様式4のとおり地区青少年赤十字活動を計画しておりますので、下記のとおり活動助成金の交付を申請いたします。

記

- 1 助成金額 30,000円(内訳につきましては、別添予算書のとおり)
- 2 振込先
 - (1) 金融機関名:
 - (2) 支店名:
 - (3) 口座番号:
 - (4) 口座名義:

※指導者協議会あて(4万円)の申請に追加して、活動資金(3万円)を追加申請する場合のみこの用紙を記入し、様式3, 4に添付してください。

【様式6】

令和 年 月 日

日本赤十字社
千葉県支部 事務局長 様

地区指導者協議会
会 長 _____ 印

令和 年度千葉県青少年赤十字 地区
指導者協議会事業について(報告)

標記の件について、下記のとおり報告いたします。
また、決算報告につきましては別添決算書のとおり相違ないことを合わせて報告いたします。
記

期 日	事 業 名	会 場	内 容 ・ 参加人数
備 考			

報告期限:3月第2金曜日

【様式6】記入例

令和 年 月 日

日本赤十字社

千葉県支部 事務局長 様

地区指導者協議会

会 長

印

令和 年度千葉県青少年赤十字

地区

指導者協議会事業について(報告)

標記の件について、下記のとおり報告いたします。

また、決算報告につきましては別添決算書のとおり相違ないことを合わせて報告いたします。

記

期 日	事 業 名	会 場	内 容 ・ 参加人数
2019/5/1	第1回〇〇地区青少年赤十字 指導者協議会総会	〇〇会館	総会・研修会 参加者(児童生徒〇名、指導者〇名)
2019/5/1	第1回〇〇地区メンバー協議会	〇〇学校	役員選出・講演会等 参加者(メンバー〇名、指導者〇名)
2019/6/1	〇〇地区トレーニングセンター 運営委員会	〇〇学校	トレーニングセンターの運営について 参加者(指導者〇名)
2019/8/1	〇〇地区トレーニングセンター	〇〇自然の家	〇〇地区トレーニングセンター 参加者(児童生徒〇名、指導者〇名)
2019/9/1	〇〇講習会	〇〇学校	救急法短期講習 参加者(児童生徒〇名、指導者〇名)
備 考	様式のデータは以下のWEBページに掲載しています。 https://www.chiba.jrc.or.jp/activity/youth/join.html		

報告期限:3月第2金曜日

【様式7】

令和 年度 千葉県青少年赤十字

地区指導者協議会決算書

1 収入の部

項	目	本年度予算	決 算 額	増 減 額	摘 要
計					

2 支出の部

項	目	本年度予算	決 算 額	増 減 額	摘 要
計					

3 差引残額 円

(指導者協議会交付金戻入額)

4 送金予定日 令和 年 月 日

5 戻入先 千葉銀行 本店営業部 (普) 1141205

青少年赤十字指導者協議会 会長 鞠子正弘

※ 本様式の提出の際は、地区指導者協議会の預金通帳の写しを添付してください。

報告期限: 3月第2金曜日

【様式7】

令和7年度 千葉県青少年赤十字東部地区指導者協議会決算書

1 収入の部

項	目	本年度予算	決 算 額	増 減 額	摘 要
助成金	地区活動費	30,000	30,000	0	県指導者協議会より
	指導者研修費	10,000	10,000	0	県指導者協議会より
	地区協議会費	30,000	30,000	0	日本赤十字社千葉県支部より
利息	利息	5	5	5	
計		70,005	70,005	5	

助成があれば記載

2 支出の部

項	目	本年度予算	決 算 額	増 減 額	摘 要
事務費	事務費	15,000	9,000	-6,000	文房具代・インク代等
事業費	会議費	5,000	6,000	1,000	切手代・通信費
	資材費	10,000	9,000	-1,000	指導者協議会補助・資料代
	地区活動費	30,000	28,000	-2,000	メンバー協議会役員交通費・資料代・文具備品代・施設使用料等
雑費	雑費	5,000	8,000	3,000	振込手数料等
予備費	予備費	5,005	0	-5,005	
戻入金	戻入金	0	10,005	10,005	指導者協議会あて戻入
計		70,005	70,005	0	

すべての領収書を添付する

※会議・打合せでの飲料は、ペットボトル飲料(水・お茶)でお願いしたいこと。

※支払い証明は、購入品目を合算し証明するのではなく、それぞれの品目で証明すること。
また、領収書がもらえない場合のみ使用すること。(謝礼の時は受取りを作成しサインをもらっても可能)

3 戻入金額 10,005 円

(指導者協議会交付金戻入額)

4 送金予定日 令和 年 月 日 ←日付を入れる

5 戻入先 千葉銀行 本店営業部 (普) 1141205
青少年赤十字指導者協議会 会長 鞠子正弘

※ 本様式の提出の際は、地区指導者協議会の預金通帳の写しを添付してください。

報告期限:3月第2金曜日

【様式8】

支払証明書

支	払	日	
支	払	先	
支	払	事 由	
支	払	金 額	
上記のとおり支出しましたので、支払証明をお願いします。			
令和 年 月 日			
支払者			印
上記について支払を証明します。			
令和 年 月 日			
地区青少年赤十字指導者協議会長			印

支払証明書

支 払 日	令和5年4月24日
支 払 先	日赤 花子(手話協会 講師)
支 払 事 由	第1回地区メンバー協議会における講師へのお車代として
支 払 金 額	2000円
上記のとおり支出しましたので、支払証明をお願いします。 令和 5 年 4 月 24 日 支払者 <u>△△ △△</u> 印	
上記について支払を証明します。 令和 年 月 日 ○○ 地区青少年赤十字指導者協議会長 ○○ ○○ 印	

◆ 領収書の発行されない支出をした際は
こちらを作成すること

◆ 支払者と支払証明者(地区指導者協議
会長)は別の人にする

【採用校より各市町村の赤十字窓口に交付金申請をする場合】

IV 青少年赤十字活動助成金の交付申請要領

1 交付金の申請手続き・報告等について

各市区町村の赤十字関係の窓口（赤十字では各市・区ごとに地区、各町村に分区と呼ばれる窓口を置いています）に下記「助成金交付申請書」等関係書類を提出する。

（但し、事前に助成金申請額、申請書提出期日等について、各市区町村の担当者と協議する。）

- (1) 助成金交付申請書（地区・分区あて 様式 1）
- (2) 青少年赤十字活動計画書（地区・分区あて 様式 2）
- (3) 青少年赤十字活動実施報告（地区・分区あて 様式 3）
- (4) 青少年赤十字活動実施報告書（地区・分区あて 様式 4）
- (5) その他、各市区町村が必要とする書類

2 助成金の対象について（参考事例）

- (1) 研修費
 - 青少年赤十字活動の推進を図るための研修会及び講習会に必要な資材の購入・作成、地域内での青少年赤十字採用校の集まり、各種検討会議の開催、奉仕団との合同行事開催にかかる経費
 - 活動告知等のポスター等の作成
 - 青少年赤十字活動推進のための未採用校への講師派遣経費（交通費等）
 - 会場借上料
- (2) 交流会費
 - 地域奉仕団、地域内の特別支援学校、老人施設等の施設との交流会にかかる経費
- (3) その他青少年赤十字活動を行うための経費

3 その他

例年、別の様式で助成金を受けている学校・地区協議会においては、従来どおりの様式でも差し支えありません。（各市区町村と協議して下さい。）

【地区・分区 様式1 助成金交付申請】

令和 年 月 日

日本赤十字社千葉県支部長

地区本部長 様

地 区 長 様

分 区 長 様

申 請 者

住 所:

氏 名: 印

青少年赤十字活動助成金の交付について(申請)

標記の件について、別添様式2のとおり青少年赤十字活動を計画しておりますので、下記のとおり活動助成金の交付を申請いたします。

記

1 助成金申請額 _____ 円

2 申 請 内 容 別添申請書のとおり

学校名:

担 当:

TEL:

【地区・分区分 様式2 青少年赤十字活動計画書】

令和 年度 青少年赤十字活動計画書									
No.	月	日	行事名 ※物品の購入の場合は物品名を記入	会場	対象	人数	予算額（申請金額）	経費の内訳等の詳細	
1							円		
2							円		
3							円		
4							円		
5							円		
6							円		
7							円		
合計							0 円		

※行事の詳細については開催要項等の参考資料を添付ください。

【地区・分区 様式3 活動実施報告】

令和 年 月 日

日本赤十字社千葉県支部長

地区本部長 様

地区長様

分 区 長 様

報告者

住 所:

氏 名: _____ 印 _____

青少年赤十字活動実施報告について

貴地区本部・地区・分区から助成をいただきました青少年赤十字活動につきまして、別添様式4のとおり終了いたしましたので下記のとおり報告いたします。

記

1 助成金額 円 ※ 助成を受けた金額を記入してください。

2 決 算 額 円

3 報告書類 別添様式4のとおり

学校名：

担 当:

TEL:

【地区・分区分 様式4 青少年赤十字活動実施報告書】

令和 年度 青少年赤十字活動実施報告書									
No.	月	日	※物品の購入の場合は物品名を記入 行事名	会場	対象	人数	決算額	使用した経費の内訳等の詳細	
1								円	
2								円	
3								円	
4								円	
5								円	
6								円	
7								円	
合計							0	円	

※行事の詳細については開催要項等の参考資料を添付ください。

地区・分区所在地

番号	地区名・分区名	担当課	電話番号	郵便番号	住所	FAX
1	千葉市地区本部	社会福祉協議会	043-209-8867	260-0844	千葉市中央区千葉寺町1208-2 ハーモニープラザC棟3階	043-312-2442
2	中央区地区	社会福祉協議会 中央区事務所	043-221-2177	260-8511	千葉市中央区中央4-5-1 きぼーる15階	043-221-6077
3	花見川区地区	社会福祉協議会 花見川区事務所	043-275-6438	262-8510	千葉市花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター3階	043-299-1274
4	稲毛区地区	社会福祉協議会 稲毛区事務所	043-284-6160	263-8550	千葉市稲毛区六川4-12-4 稲毛保健福祉センター3階	043-290-8318
5	若葉区地区	社会福祉協議会 若葉区事務所	043-233-8181	264-8550	千葉市若葉区貝塚町2-19-1 若葉保健福祉センター4階	043-233-8171
6	緑区地区	社会福祉協議会 緑区事務所	043-292-8185	266-8550	千葉市緑区鎌取町226-1 緑保健福祉センター2階	043-293-8284
7	美浜区地区	社会福祉協議会 美浜区事務所	043-278-3252	261-8581	千葉市美浜区真砂5-15-2 美浜保健福祉センター2階	043-278-5775
8	銚子市地区	社会福祉課	0479-24-8195	288-8601	銚子市若宮町1-1	0479-25-7502
9	市川市地区	生活支援課	047-712-8618	272-8501	市川市八幡1-1-1 市川市役所第1庁舎3階	047-712-8619
10	船橋市地区	地域福祉課	047-436-2312	273-0011	船橋市湊町2-10-25	047-436-3315
11	館山市地区	社会福祉課	0470-22-3492	294-8601	館山市北条1145-1	0470-23-3115
12	木更津市地区	福祉相談課	0438-23-6717	292-8501	木更津市朝日3-10-19 木更津市役所朝日庁舎	0438-25-1213
13	松戸市地区	地域福祉課	047-366-3019	271-8588	松戸市根本387-5	047-366-1392
14	野田市地区	生活支援課	04-7125-1111	278-8550	野田市鶴奉7-1	04-7123-1095
15	茂原市地区	社会福祉課	0475-20-1571	297-8511	茂原市道表1	0475-20-1605
16	成田市地区	社会福祉課	0476-20-1536	286-8585	成田市花崎町760	0476-24-2367
17	佐倉市地区	社会福祉課	043-484-6135	285-8501	佐倉市海隣寺町97	043-486-2503
18	東金市地区	社会福祉課	0475-50-1233	283-8511	東金市東岩崎1-1	0475-50-1232
19	旭市地区	社会福祉課	0479-62-5317	289-2595	旭市二1920	0479-62-5892
20	習志野市地区	社会福祉課	047-453-7375	275-8601	習志野市鷺沼2-1-1	047-454-2030
21	柏市地区	福祉総務課	04-7167-1131	277-8505	柏市柏5-10-1	04-7164-3917
22	勝浦市地区	福祉課	0470-73-6621	299-5292	勝浦市新宮1343-1	0470-73-4283
23	市原市地区	社会福祉協議会	0436-24-0011	290-0075	市原市南国分寺4-1-4	0436-22-3031
24	流山市地区	社会福祉課	04-7150-6079	270-0192	流山市平和台1-1-1	04-7158-2727
25	八千代市地区	健康福祉課	047-483-1151	276-8501	八千代市大和田新田312-5	047-483-2665
26	我孫子市地区	社会福祉課	04-7185-1111	270-1192	我孫子市我孫子1858	04-7185-3933
27	鴨川市地区	福祉課	04-7093-7112	296-0033	鴨川市八色887-1 総合保健福祉会館	04-7093-7115
28	鎌ヶ谷市地区	社会福祉課	047-445-1141	273-0105	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	047-445-2113
29	君津市地区	厚生課	0439-56-1242	299-1192	君津市久保2-13-1	0439-56-1220
30	富津市地区	社会福祉課	0439-80-1258	293-8506	富津市下飯野2443	0439-80-1355

地区・分区所在地

番号	地区名・分区名	担当課	電話番号	郵便番号	住所	FAX
31	浦安市地区	社会福祉課	047-351-1111	279-8501	浦安市猫実1-1-1	047-355-1294
32	四街道市地区	社会福祉課	043-421-6121	284-8555	四街道市鹿渡無番地	043-424-2011
33	袖ヶ浦市地区	地域福祉課	0438-62-2111	299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場1-1	0438-63-1310
34	八街市地区	社会福祉協議会	043-443-0748	289-1192	八街市八街ほ35-29 総合保健福祉センター内	043-443-1761
35	印西市地区	社会福祉課	0476-42-5111	270-1396	印西市大森2364-2	0476-42-0381
36	白井市地区	社会福祉課	047-497-3482	270-1492	白井市復1123 白井市保健福祉センター内	047-492-3033
37	富里市地区	社会福祉課	0476-93-4192	286-0292	富里市七栄652-1	0476-93-2215
38	南房総市地区	社会福祉課	0470-36-1151	294-8701	南房総市谷向100	0470-36-1133
39	匝瑳市地区	福祉課	0479-73-0096	289-2198	匝瑳市八日市場ハ793-2	0479-72-1116
40	香取市地区	社会福祉課	0478-50-1209	287-8501	香取市佐原口2127	0478-54-3370
41	山武市地区	社会福祉協議会	0475-82-7102	289-1306	山武市白幡1627 成東老人福祉センター内	0475-82-7318
42	いすみ市地区	福祉課	0470-62-1117	298-8501	いすみ市大原7400-1	0470-63-1252
43	大網白里市地区	社会福祉課	0475-70-0330	299-3292	大網白里市大網115-2	0475-72-8454
44	酒々井町分区	社会福祉協議会	043-496-6635	285-0922	印旛郡酒々井町中央4-11 酒々井町役場西庁舎1階	043-496-5245
45	栄町分区	福祉・子ども課	0476-33-7707	270-1592	印旛郡栄町安食台1-2	0476-80-1358
46	神崎町分区	社会福祉協議会	0478-72-4031	289-0221	香取郡神崎町神崎本宿96	0478-72-4540
47	多古町分区	保健福祉課	0479-76-3185	289-2241	香取郡多古町多古2848 保健福祉センター内	0479-76-3186
48	東庄町分区	健康福祉課	0478-80-3300	289-0612	香取郡東庄町石出2692-4 保健福祉総合センター内	0478-80-3112
49	九十九里町分区	社会福祉協議会	0475-70-3163	283-0104	山武郡九十九里町片貝2910	0475-76-8362
50	芝山町分区	社会福祉協議会	0479-78-0850	289-1604	山武郡芝山町飯櫃126-1	0479-78-0878
51	横芝光町分区	社会福祉協議会	0479-80-3611	289-1727	山武郡横芝光町宮川11902	0479-80-3651
52	一宮町分区	社会福祉協議会	0475-42-3424	299-4301	長生郡一宮町一宮1865	0475-42-3439
53	睦沢町分区	社会福祉協議会	0475-44-2514	299-4403	長生郡睦沢町上市場921-1 むつざわ福祉交流センター内	0475-44-0080
54	長生村分区	社会福祉協議会	0475-32-3391	299-4345	長生郡長生村本郷1-77	0475-32-6377
55	白子町分区	社会福祉協議会	0475-33-5746	299-4218	長生郡白子町関92 白子町公民館内	0475-33-7470
56	長柄町分区	社会福祉協議会	0475-30-7200	297-0218	長生郡長柄町桜谷712 福祉センター内	0475-30-7201
57	長南町分区	社会福祉協議会	0475-46-3391	297-0192	長生郡長南町長南2110 保健センター内	0475-40-4050
58	大多喜町分区	社会福祉協議会	0470-82-4969	298-0216	夷隅郡大多喜町大多喜486-10 大多喜町立中央公民館内	0470-82-5009
59	御宿町分区	社会福祉協議会	0470-68-6725	299-5102	夷隅郡御宿町久保1135-1 保健センター内	0470-68-6726
60	鋸南町分区	保健福祉課	0470-50-1171	299-1902	安房郡鋸南町保田560 保健福祉センター内	0470-55-4148
61	千葉県庁	健康福祉政策課	043-223-2617	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-222-9023

V 千葉県青少年赤十字指導者功労表彰内規

平成 16 年 9 月 3 日改正

令和 4 年 9 月 22 日改正

- 1 千葉県青少年赤十字指導者功労表彰は、「日本赤十字社有功章社員章等贈与規則」を基準として、この内規の定めるところによる。
- 2 学校については、活動実績（研究推進校等）が顕著であり、採用校として一定の継続年数を有すものに対し下記のとおり表彰する。
 - (1) 継続年数 5 年以上 支部長感謝状（銀枠）
 - (2) 継続年数 10 年以上 支部長感謝状（金枠）
 - (3) 継続年数 15 年以上 銀色有功章
 - (4) 継続年数 20 年以上 金色有功章
 - (5) 継続年数 30 年以上 社長感謝状
- 3 指導責任者又は指導者については、功労があり一定の在任年数がある者に対し下記のとおり表彰する。
 - (1) 在任年数 5 年以上 支部長感謝状（銀枠）
 - (2) 在任年数 10 年以上 支部長感謝状（金枠）
 - (3) 在任年数 15 年以上 銀色有功章
 - (4) 在任年数 20 年以上 金色有功章
 - (5) 在任年数 30 年以上 社長感謝状
- 4 教育行政関係者で、青少年赤十字の発展に特別の功労のあった者もこの規定に準ずる。
- 5 表彰については、地区指導者協議会長から支部長に申請する。
- 6 この功労基準年数については功労ある者の最短年数を意味する。
- 7 表彰は、青少年赤十字千葉県大会または指導責任者会及び赤十字関係大会時等に行うものとする。
- 8 青少年赤十字指導責任者の任にある者が所属校を退職するに当たっては、指導責任者会の席上で日本赤十字社千葉県支部長より感謝状を贈る。
- 9 前項の感謝状に対しては指導主任等で特に功労のあった者にも適用される。
- 10 この規定以外のことで、表彰等の必要がある場合は、指導者協議会長と支部との協議の上決定する。

[参考]

○青少年赤十字加盟校

(表彰方法については、感謝状及び有功章とともに、旗用リボン(社長が別に定める)を贈る。)

継続年数	表彰区分	旗用リボン
5年以上	支部長感謝状(銀枠)	白色
10年以上	支部長感謝状(金枠)	黄色
15年以上	銀色有功章	緑色
20年以上	金色有功章	赤色
30年以上	社長感謝状	なし

備考

本表により表彰するものは、上記の基準をみだし、かつ特に功労顕著にして他の範となるものとする。

社長感謝状は、金色有功章受章後、当該採用年数が10年に達した都度贈るものとする。

○青少年赤十字指導者

在任年数	表彰方法
5年以上	支部長感謝状(銀枠)
10年以上	支部長感謝状(金枠)
15年以上	銀色有功章
20年以上	金色有功章
30年以上	社長感謝状

備考

本表により表彰する者は、上記の基準をみだし、かつ特に功労顕著にして他の範となる者とする。

社長感謝状は、金色有功章受章後、当該従事年数が10年に達した都度贈るものとする。

※「日本赤十字社有功章社員章等贈与規則」による

[参考]

○表彰基準について

「功労又は活動実績が顕著であること」の基準については以下のとおりとする。

(1) 学校

ア 学校内での青少年赤十字活動の実践があること

研究推進校としての活動や、活動報告書等の内容をもって判断すること。

イ 県、地区主催行事への積極的な参加があること

地区リーダーシップ・トレーニング・センター、県スタディー・センター、青少年赤十字大会、県・地区指導者研修会、一日研修会、高校メンバー協議会等に年1回程度参加をしていること。

(2) 指導責任者・指導者

ア 県指導者協議会の役職者として永年協力のあった者

県指導者協議会において、会長、副会長、監事、常任運営委員で、概ね5年以上の実績があること。

イ 県主催行事のスタッフとして永年協力のあった者

県主催行事において、各種行事スタッフ、スタディー・センター指導主任・スタッフ等で、概ね5年以上の実績があること。

ウ 各地区及び各学校における顕著な活動があった者

学校内において指導責任者、指導主任（部活動顧問、委員会・生徒会等におけるJRC担当等）、研究推進校の研究主任等で、概ね5年以上の実績があること。

地区活動において、地区会長、事務局長、トレーニング・センター長、指導主任・スタッフ等で、概ね5年以上の実績があること。

エ 青少年赤十字指導責任者として永年協力のあった者。（退職功労者）

(3) 学校・指導者とも金色有功章については20年以上、銀色有功章については15年以上の活動があり且つ特に県、地区、校内において積極的な活動を行っているものを対象とする。

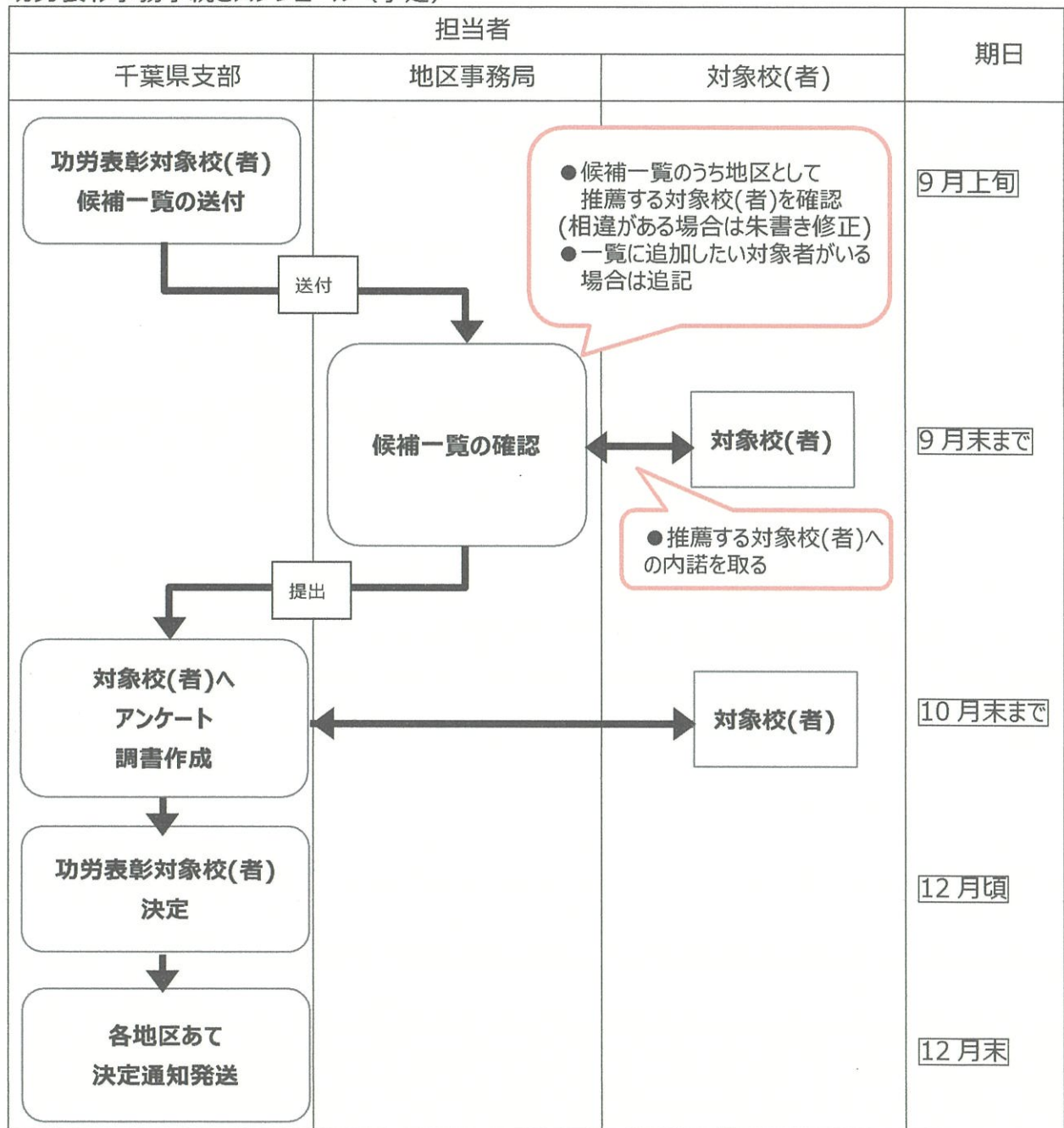
千葉県青少年赤十字功労表彰についての事務手続きについて（地区事務局用）

地区事務局における事務手続きは以下のとおりとなります。

9月上旬に支部から地区事務局あてに功労表彰対象校(者)の候補一覧を送付しますので、表彰候補校(者)の確認作業として各採用校担当者との調整が必要となります。

ご不明な点は支部事務局あてご連絡ください。

功労表彰事務手続きスケジュール（予定）



千葉県青少年赤十字指導者協議会会則

第1章 総則

第1条 本会は、千葉県青少年赤十字（JRC）指導者協議会という。

第2条 本会は、事務局を千葉市中央区千葉港5番7号 日本赤十字社千葉県支部内に置く。）

第3条 本会の会員は、青少年赤十字採用校の指導者、指導主任者、指導責任者、教育庁関係職員、支部事務局職員および青少年赤十字の趣旨に賛同する教育関係職員とする。

第4条 本会は、青少年赤十字活動の研究実践と採用校の連携を図り、青少年の健全な育成に努めることを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究協議会の開催に関すること
- (2) 情報の発行や活動資料の配付に関すること
- (3) メンバーの教育・指導に関すること
- (4) 未採用校に対する啓発宣伝に関すること
- (5) 青少年健全育成への協力推進に関すること
- (6) 他団体との連携に関すること
- (7) その他、この会の目的達成に必要なこと

第2章 組織

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|---------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 監 事 | 3名 |
| (4) 理 事 | 16名 |
| (5) 会 計 | 2名 |
| (6) 常任運営委員 | 各校種5名程度 |
| (7) 運営委員 | 16名 |

第7条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事は会員の中から役員会で選考し、校長会で選出する。
- (2) 理事は、各地区指導者協議会長とする。
- (3) 会計は、役員の中から校長会で選出する。
- (4) 常任運営委員は、会員の中から理事会で選出し、会長が委嘱する。
- (5) 運営委員は、各地区事務局長とする。

第8条 役員の任期は、1年とする。但し再任を妨げない。

2 任期途中の退職等による欠員の補充により役員となった者は、前任者の残任期間を務めるものとする。

第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障のあるときは副会長のうち1名がその職務を代行する。
- (3) 監事は、本会の会務及び会計を監査する。
- (4) 理事は、本会の会務について協力し、また、地区活動の発展を図る。
- (5) 会計は、本会の会計帳簿、通帳、出納状況を管理する。
- (6) 常任運営委員は、本会の事業の企画運営を行う。
- (7) 運営委員は、地区活動の発展を図る。

第10条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長の諮問に答え、また意見を述べることができる。

3 顧問及び参与は、支部長が委嘱する。

第11条 本会に次の機関を置く。

- (1) 校長会
- (2) 役員会
- (3) 理事会
- (4) 常任運営委員会
- (5) 運営委員会
- (6) 実行委員会

第12条 校長会は、この会の最高議決機関で、本会役員および県内青少年赤十字採用校（園）長（指導責任者）で構成する。

2 校長会は、毎年4月に開催し、次の事項を審議決定する。

- (1) この会の結成及び解散に関すること
- (2) 会則の制定及び変更に関すること
- (3) この会の事業に関すること
- (4) 予算の議決及び決算の承認に関すること
- (5) 本会の役員選出に関すること
- (6) その他、この会の目的達成に必要なこと

第13条 役員会は、会長、副会長、監事で構成し、原則として年3回開催する。

2 役員会は、本会運営の主要事項の原案について審議する。また、その他緊急事項の処理を行う。

第14条 理事会は、会長、副会長、理事（地区指導者協議会長）、常任運営委員で構成し、原則として年3回開催する。

2 理事会は、役員会において作成した原案に基づいて、本会運営の主要事項について審議する。また、事業計画に基づいて地区活動の発展を図る。

第15条 常任運営委員会は、会長、副会長、常任運営委員で構成し、原則として年4回開催する。

2 常任運営委員会は、校長会及び理事会並びに役員会で審議された主要事項について、企画

運営を行う。また、その他緊急事項の処理を行う。

第16条 運営委員会は、会長、副会長、常任運営委員、運営委員（地区事務局長）で構成し、原則として年2回開催する。

2 運営委員会は、校長会及び理事会での決定事項について、各地区に周知徹底を図る。

第17条 実行委員会は、会長の委嘱を受けた会員で構成し、必要に応じて開催する。

2 実行委員会は、青少年赤十字に関する専門的事項等についての企画運営を行う。

第18条 本会は、原則として県教育事務所及び分室の区分に基づき別表のとおり地区指導者協議会を設ける。

なお、高校については、県下を5地区に分けて地区指導者協議会を設けることができる。

第19条 本会に学校種別の部会を設けることができる。

2 この部会は、理事会に属し、その特殊事情について協議し、意見を具申する。

3 高校部会は、高等学校文化連盟JRC専門部会に加盟する。

第20条 本会に児童生徒のための協議会（メンバー協議会）を設けることができる。

2 この協議会は、理事会に属し、会長の委嘱を受けた指導者の指導助言によって運営する。

第21条 第18条、第19条及び第20条の細則は、各部会（地区指導者協議会、メンバー協議会含）において作成し、理事会の議を経て施行する。

第3章 会計

第22条 本会の事業の経費は、県支部助成金その他をもってあてる。

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第24条 監事は、本会の会計及び一円玉募金の監査を行う。

第25条 会計は、会計年度終了後、収支決算書を作成し、監事の監査を受け、校長会に報告する。

附 則

本会の会則は、昭和38年4月27日よりこれを施行する。

本会の会則は、昭和42年4月18日より一部改正し、これを施行する。

本会の会則は、昭和47年4月15日より一部改正し、これを施行する。

本会の会則は、昭和48年4月18日より一部改正し、これを施行する。

本会の会則は、昭和50年4月18日より一部改正し、これを施行する。

本会の会則は、昭和53年4月18日より一部改正し、これを施行する。

本会の会則は、平成8年4月17日より一部改正し、これを施行する。

本会の会則は、平成10年4月21日より一部改正し、これを施行する。

本会の会則は、平成14年4月23日より一部改正し、これを施行する。

本会の会則は、平成15年4月22日より一部改正し、これを施行する。

本会の会則は、平成16年4月20日より一部改正し、これを施行する。

本会の会則は、平成18年4月21日より一部改正し、これを施行する。

本会の会則は、平成22年4月21日より一部改正し、これを施行する。

本会の会則は、平成23年4月19日より一部改正し、これを施行する。

本会の会則は、平成24年4月20日より一部改正し、これを施行する。

本会の会則は、令和3年4月20日より一部改正し、これを施行する。

別表 千葉県青少年赤十字指導者協議会地区一覧

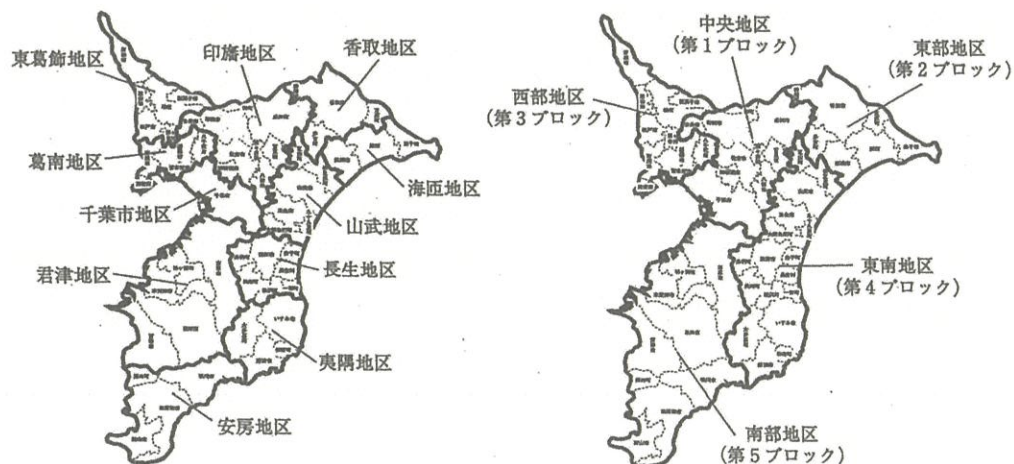
	小中学校 の地区名	教育事務所の区分	教育事務所の所轄市町村
1	千葉市	—	千葉市
2	葛 南	葛南教育事務所	船橋市、市川市、浦安市、習志野市、 八千代市
3	東葛飾	東葛飾教育事務所	松戸市、柏市、野田市、流山市、我孫子 市、鎌ヶ谷市
4	印 旛	北総教育事務所 (香取・海匝分室を除く)	佐倉市、成田市、四街道市、八街市、 印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
5	香 取	北総教育事務所 香取分室	香取市、神崎町、東庄町、多古町
6	海 匝	北総教育事務所 海匝分室	銚子市、旭市、匝瑳市
7	山 武	東上総教育事務所 山武分室	東金市、山武市、大網白里市、九十九里 町、横芝光町、芝山町
8	長 生	東上総教育事務所 (山武・夷隅分室を除く)	茂原市、一宮町、白子町、長柄町、長南 町、睦沢町、岬町
9	夷 隅	東上総教育事務所 夷隅分室	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
10	安 房	南房総教育事務所 安房分室	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
11	君 津	南房総教育事務所 (安房分室を除く)	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、 市原市

高等学校については、県下を大きく5地区に分け、地区と県教育事務所およびその分室との区分は次のとおり。

また、小・中学校地区と高等学校地区と合同で、県内に5つのブロックを設置する。

	高等学校 の地区名	教育事務所の区分	小・中学校の 地区区分	ブロック
12	中 央	千葉市、北総教育事務所 (香取・海匝分室を除く)	千葉市地区、 印旛地区	第1ブロック
13	東 部	北総教育事務所 香取・海匝分室	香取地区、海匝地区	第2ブロック
14	西 部	葛南教育事務所 東葛飾教育事務所	葛南地区、 東葛飾地区	第3ブロック
15	東 南	東上総教育事務所	山武地区、 長生地区、夷隅地区	第4ブロック
16	南 部	南房総教育事務所	安房地区、君津地区	第5ブロック

(参 考)



資料 2

〇〇地区青少年赤十字指導者協議会会則（準則） （〇〇地区 JRC 専門部会会則（準則））

第 1 章 総則

第 1 条 この会は、〇〇地区青少年赤十字指導者協議会と称し、事務所を会長指定の学校内に置く。

第 2 条 この会は、青少年赤十字採用校の指導責任者、指導者及び青少年赤十字の主旨に賛同する教育関係者をもって組織する。

第 3 条 この会は、〇〇地区内の青少年赤十字活動の研究実践と普及推進を図り、青少年の健全な育成をはかることを目的とする。

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種行事及びメンバーの教育活動に関すること
- (2) 活動資料の配布、交換に関すること
- (3) 青少年赤十字の普及に関すること
- (4) 各種団体との連携に関すること
- (5) その他、この会の目的達成に必要なこと

第 2 章 機関

第 5 条 この会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 指導主任者会
- (3) 役員会

第 6 条 総会は、全会員で構成し、この会の最高議決機関であり、年 1 回会長が召集する。

2 総会では、地区事業報告、事業計画、予算決算、規約の制定変更等について審議する。

第 7 条 指導主任者会は、各採用校の指導主任者をもって構成し、総会及び役員会が決定した事項の執行、総会及び役員会に提出する原案の作成を行う。

第 8 条 役員会は、会長、副会長、幹事、事務局長で構成し、総会に次ぐ議決機関であり、また、緊急事項の処理を行う。

第 3 章 役員

第 9 条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 事務局長 1 名

2 会長、副会長、幹事は総会において選出し、事務局長は会長が委嘱する。

第10条 この会に顧問を置くことができる。顧問は、会長が役員会に諮り委嘱する。

第11条 会長は、この会を代表し会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 幹事は、役員会に参画するほか、地区内担当の連絡にあたる。

4 事務局長は、会長の命を受け各種の事務及び会計にあたる。

第4章 会計

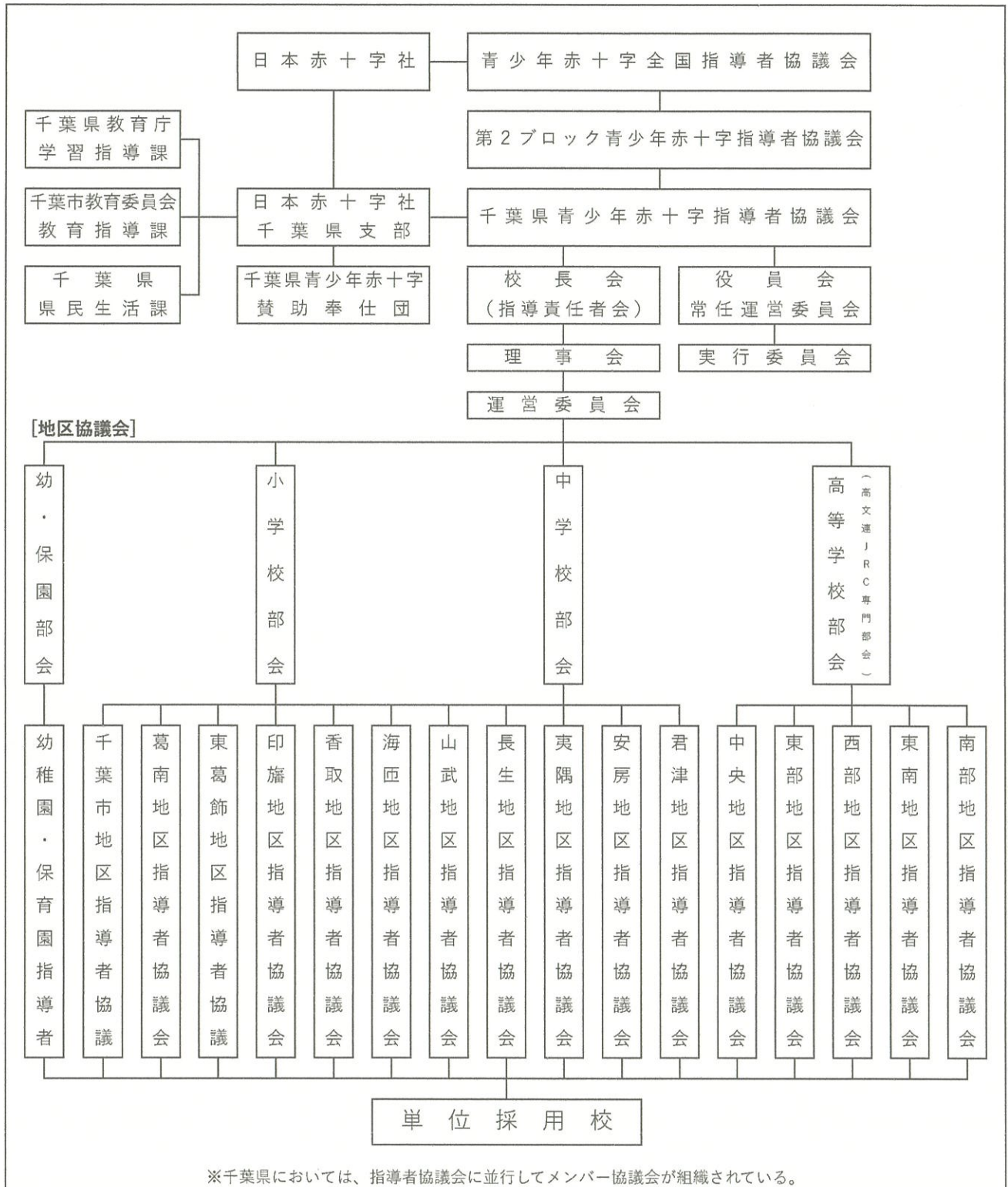
第12条 この会の経費は、支部及び県指導者協議会の助成金、その他をもってこれにあたる。

第13条 この会の会計は、毎年 4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。

千葉県青少年赤十字組織図



千葉県青少年赤十字指導者協議会役員構成図

